



第 1. はじめに

1. ご挨拶

現代社会において、インターネット上での誹謗中傷やデマの流布が社会問題となっています。SNS は、企業活動のPRなどに有効に活用できる一方、誹謗中傷やデマを拡散される可能性があります。これらの問題に対し、関連する法令の有無、どのような対応措置を取ることができるのか、あらかじめ知識を得ることで、万一、被害者になった場合に、適切に対応することができます。

インターネット上での誹謗中傷およびデマの拡散がなされた場合に取りうる法的措置は国によって異なりますが、本号では、それらのひとつである「名誉棄損に対する刑事告訴」の概要について紹介いたします。

過去の Newsletter は[こちら](#)

2. 吾郷眞一弁護士が弁護士法人プログレ・TNY 国際法律事務所東京事務所にて弁護士登録

ビジネスと人権の分野で多数の論文等を執筆している吾郷眞一弁護士(九州大学名誉教授、元副学長)が2023年9月1日付で弁護士法人プログレ・TNY 国際法律事務所東京事務所にて弁護士登録(東京弁護士会)を行いました。

<https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000004.000114174.html>

3. フィリピン労働法・セミナーのご案内

フィリピン事務所の金子知史弁護士が「現役弁護士によるフィリピン労働法解説」をテーマとしたセミナーに登壇いたします。[Google フォーム](#)から是非お申し込みください。

1. 日時: 10/16 19:00~21:00
2. 場所: 78 レストランバー マカティ
3. 地図: <https://maps.app.goo.gl/WGetKWPeDSo89dhU7>
4. 懇親会費用(軽食付き): WAOJE 会員 1,500P WAOJE 非会員 1,000P

5. 定員: 15 名

※予約受付後、ご登録いただいたメールアドレスへご連絡させていただきます。

6. スピーカー紹介:

金子知史 Chikashi Kaneko

WAOJE マニラ副支部長、GVA 国際法律事務所/代表弁護士

GVA TNY Consulting Philippines, Inc./代表取締役

日本法弁護士であり、フィリピンではコンサルティング会社を経営している。グループ全体では、フィリピン・タイ・インド・マレーシアを中心に東南アジアに法務サービスを提供している。

2010 年にセブ島の英会話学校に入ったのがフィリピンとの最初の関わりで、その後セブ島の英会話事業の立ち上げを住み込みで手伝い、フィリピンでの事業展開の難しさを知り、その後日本の司法試験を突破後フィリピンに戻ることを決意する。1985 年生まれ。大阪府出身。

4. 「メキシコ法務」出版記念セミナーのご案内

当グループの堤、永田、津村が執筆した『メキシコ法務』(民事法研究会)が 2023 年 9 月 26 日に出版されました。本書の購入ページは以下のとおりとなります。

<http://www.minjiho.com/shopdetail/000000001434/005/P/>

それに伴い、2023 年 11 月 14 日(火)午前 9 時 30 分より出版記念セミナーを行います。メキシコに進出を検討している企業や進出済の企業の方のご参加をお待ちしております。詳細は以下のとおりです。

日時: 2023 年 11 月 14 日(火)午前 9 時 30 分～午前 11 時

場所: オンライン(ZOOM)による実施

参加費: 4000 円

特典: 参加者には本書を無料で差し上げます。

申込方法: info@tnygroup.biz にメールにて「出版記念セミナー参加希望」と記載して会社名とともにご連絡下さい。

申込締切: 2023 年 11 月 8 日(水)

5. 社外取締役、顧問契約、内部通報窓口業務のご案内

社外取締役の重要性が高まっており、企業統治指針(コーポレートガバナンス・コード)の改定指針では東証 1 部を引き継ぐ「プライム市場」の企業に対し、独立した社外取締役を全体の 3 分の 1(その他の市場の上場会社においては 2 名)以上選任すべきとしています。当グループは海外経験豊富な弁護士が揃っており、

海外展開をしている又は予定がある企業に対して法的観点からの助言のみならず実体験に基づくビジネス上の助言をできると思いますので、社外取締役を探されている場合には遠慮なくご相談ください。

次に、法律顧問料の見直しをご検討中の方、当事務所は個々の事情に合わせて柔軟に顧問契約プランを設定可能です。また、当グループでは1か国のみならず、複数国を顧問対象とするグローバル顧問契約も用意しております。個々のご事情に沿った顧問契約を承っておりますので、遠慮なくご相談ください。

また、当グループは顧問契約などの継続的なお取引のない方でも、案件ごとにご依頼いただけます。

- ・ 法律顧問契約を解約した、顧問先がない
- ・ 人員削減のため手が回らない
- ・ 法務に関する事案は日本の親会社の法務部が管轄するが、現地でのサポートが欲しい、etc.・・・

といった方、新規取引に関する契約書の作成やレビュー、雇用契約に関するご相談、債権回収に関するご相談、日本語での解説、書類の用意、手続き代行など、幅広く承っておりますので、お気軽にお問合せください。

内部通報窓口について、日本のみならず、当事務所の拠点がある各国でも対応可能です。近時、海外拠点においても窓口を設ける企業が増加しており、委託先を探されている企業はご相談下さい。

6. 対応業務及び対応方法

法人のお客様がメインですが、個人のお客様にも対応しております。不動産購入、賃貸借トラブル、相続、国際離婚、ビザ手続、証明書申請の代行など、ご不安なことがありましたらご相談ください。

当グループは直接の面談に限らず、スカイプ及び Zoom 等の手段を利用してオンラインでの面談についても対応しております。また、日本国内においても東京、大阪及び佐賀に事務所を有しており、ご都合の良い事務所にお越し頂き、その事務所にて各国の事務所と繋いで対応させて頂くことも可能です。

また、海外の案件のみならず、日本国内の案件についても幅広く取り扱っておりますので何かございましたらお気軽にお問い合わせ下さい。

7. ジェトロのプラットフォームコーディネーター事業、中小機構の国際化支援、神戸市海外ビジネスセンターのご案内

当グループのマレーシア事務所、メキシコ事務所及びバングラデシュ事務所はジェトロのプラットフォームコーディネーターに選任されております。<https://www.jetro.go.jp/services/platform/> (各国・地域ページをご覧ください)

また、当グループのメンバーが、中小機構の中小企業アドバイザー(新市場開拓)に選任されております。

共同代表: 永田貴久弁護士、堤雄史弁護士

メキシコ事務所: 津村亜希子ゼネラルマネージャー

マレーシア事務所: 荻原星治弁護士、西谷春平弁護士

バン格拉デシュ事務所:藤本抄越理リーガルコンサルタント

フィリピン事務所の金子知史弁護士は、2022 年度に続き、2023 年度も、神戸市海外ビジネスセンター・アドバイザーに選任されております。

当グループ共同代表の堤雄史弁護士が、ジェトロの「新輸出大国エキスパート業務(法務分野)」の専門家に選任されております。

上記事業の利用要件を満たせばこれらの制度を利用して無償で相談可能ですので、是非積極にご活用下さい。恐縮ですが、これらの制度の利用を希望される方は、ジェトロ、中小機構又は神戸市海外ビジネスセンターにご連絡頂きますようお願いいたします。

目次

第 1. はじめに.....	1
第 2. 名誉棄損に対する刑事告訴の概要.....	4
1. 日本.....	4
2. タイ.....	5
3. マレーシア.....	6
4. ミャンマー.....	7
5. メキシコ.....	8
6. バン格拉デシュ.....	8
7. フィリピン.....	10
8. ベトナム.....	10
9. インド.....	11
10. アラブ首長国連邦(ドバイ).....	12
【TNY グループ及び TNY グループ各社】.....	14

第 2. 名誉棄損に対する刑事告訴の概要

1. 日本

(1) 名誉毀損の要件について

日本では、名誉毀損(きそん)罪について、刑法 230 条に規定があります。

同条第 1 項は「公然と事実を適示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万以下の罰金に処する。」と規定しています。そのため、名誉毀損罪が成立するためには、①公然と、②事実を適示して、③人の名誉を毀損することが必要となります。

ア、①公然と

適示した事実について、不特定多数の者が認識できる状態に置くことをいいます。

もっとも、不特定多数でない場合であっても、適示した事実が転々として多数人が了知するに至るおそれがある場合(伝播可能性がある)には、①公然性の要件が認められます。

イ、②事実を適示して

同条にいう「事実」とは、他人の社会的評価を害するに足りる事実をいいます。

また、ここに言う「事実」とは、具体的な事実内容を示す必要があり、事実が真実であるか否かは問いません。

ウ、③人の名誉を毀損すること

名誉とは、世間の評価や名声といった外部的評価を指し、プライドや自尊心などの名誉感情は含まれません。毀損とは社会的評価を低下させるおそれのある行為を指し、実際に社会的評価が低下することまでは求められていません。

また、同条の対象である「人」には法人も含めると解されています。

なお、ブログやネット掲示板などにおける書き込み、X(旧 Twitter)や Facebook、Instagram、その他のSNSでの投稿など、不特定または多数が知り得る環境下への発信は、閲覧数が少なくとも、伝播可能性があることを理由に、①の要件を満たすと考えられています。

(2) 名誉毀損の例外について

仮に①～③の要件を満たしたとしても、名誉毀損行為が「公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が公益を図ることにあつたと認める場合には、事実の真否を判断し、真実であることの証明があつたときは、これを罰しない。」と規定しており、この場合には例外的に名誉毀損罪として罰せられることはありません。

また、最高裁判決によれば、「たとえ真実性の証明がない場合であっても、行為者がその事実を真実であると誤信し、その誤信したことについて確実な資料・根拠に照らし相当の理由があるときは、犯罪の故意がなく、名誉毀損罪は成立しない。」とされています。

(3) 名誉毀損の刑事告訴について

名誉毀損罪は、親告罪であり(刑法 232 条 1 項)、「告訴がなければ公訴を提起することができない。」と規定されています。

また、「親告罪の告訴は、犯人を知った日から六箇月を経過したときは、これをする事ができない。」(刑事訴訟法 235 条)と規定されていることから、名誉毀損罪の告訴期限も六箇月となります。

なお、最高裁判決によれば、「犯人を知った」とは、犯人が誰かを知ることをいい、犯人の氏名や住所等の詳細を知る必要はありません。また、「犯人を知った日」とは、犯罪行為終了後の日を指し、告訴権者が犯罪の継続中に犯人を知ったとしても、その日を親告罪の告訴期間の起算日とすることはできません。

2. タイ

(1) 名誉毀損の規定について

タイの刑法典では、名誉毀損罪は 326 条から 333 条に規定されています。

326 条では、「第三者に対して他人に関する事実の適示をして、人の名誉を傷つけ、憎悪や侮蔑の対象となる可能性を生じさせた者には、名誉毀損罪が成立し、1 年以下の懲役若しくは 20,000 バーツ以下の罰金、又

はその両方に処する。」と規定されており、327 条では死者への名誉毀損行為についても処罰の対象となりうる旨が規定されています。

(2) SNS での名誉毀損行為

刑法 328 条では、「可視化された文書、図面、絵画、映画、画像若しくは文字、音声記録、映像記録又は文字記録を出版することによって、名誉を毀損する行為を行った場合、2 年以下の懲役及び 20 万バーツの罰金に処する」としています。すなわち、タイではメディアを通じて行った名誉毀損行為については、通常の名誉毀損行為よりも厳しく罰せられることになります。

この「可視化された文書、図面、絵画、映画、画像若しくは文字、音声記録、映像記録又は文字記録」には SNS も含むと考えられており、SNS への誹謗中傷の投稿も同条により処罰の対象となります。

(3) 名誉毀損の刑事告訴について

タイでは、名誉毀損罪は親告罪であるとされており(刑法 333 条)、同罪の告訴時効は、被害者が犯行を知り、加害者を知ることができた日から 3 ヶ月以内とされています(96 条)。

また、警察への告訴を行う場合、タイ警察が理解できるように、重要な証拠等についてはタイ語への翻訳を行う必要があるため、注意が必要です。

3. マレーシア

(1) 刑法上の規定等

マレーシアでは、名誉棄損(Defamation)は、刑法(Penal Code)21 章、499 条～502 条に規定されています。刑法 499 条は、話し言葉若しくは読まれることを意図した言葉、又は標識や目視できる表現によって、その誹謗中傷が人の名誉を傷つけることを意図して、又はその誹謗中傷が人の名誉を傷つけることを知りながら、若しくはそう信じる理由がある者が、誹謗中傷を行い、若しくは公表した者は、原則として、名誉棄損をした者として罰せられる旨規定しています。

また、同条は、故人に対する名誉棄損については、その故人が存命中であったならばその名誉を傷つけ、その家族又は近親者の感情を傷つけることを意図する場合、会社、団体又は個人の集合に対する誹謗中傷、代替案又は皮肉を込めた表現での誹謗中傷は名誉棄損に該当しうる等と規定しています。

名誉棄損を行った者は、2 年以下の懲役若しくは罰金、又はその両方が科せられます(刑法 500 条)。

また、人の名誉を毀損する内容であると知りながら、またはそう信じるに足りる十分な理由がありながら、印刷又は刻印した者は、2 年以下の懲役若しくは罰金、又はその両方が科せられます(刑法 501 条)。

さらに、人の名誉を毀損する内容であると知りながら、その内容が印刷又は刻印された物を販売又は販売のために提供した者は、2 年以下の懲役若しくは罰金、又はその両方が科せられます(刑法 502 条)。

オンライン上のコメントに関する犯罪としては、通信・マルチメディア法(Communications and Multimedia Act 1998)233 条が卑猥、虚偽、脅迫的又は攻撃的なコメント等をオンライン上で行った場合には、5 万リンギット以

下の罰金若しくは1年以下の懲役又はその両方及び判決確定後違反が1日継続するごとに1000リンギットの罰金が科されると規定しています。

(2) 刑事訴訟法上の規定

警察署に対する情報提供については、刑事訴訟法(Criminal Procedure Code)107条に規定されています。同条(1)は、犯罪の実行に関するすべての情報は、警察署の担当官に対して口頭で提供された場合、その担当官またはその指示により書面に起こし、情報提供者に読み上げるとされています。作成された報告書には、情報提供者の氏名、住所及び情報を受け取った日時が記録され、情報提供者がこれに署名します。

また、同法107条に基づき、情報を提供した者は、情報を提供した警察署の担当官に対し、捜査状況の報告を求めることができます(同法107A条(1))。

警察官は、不必要な遅滞なく捜査を完了する義務があり、捜査を行った警察官は、検察官が報告する必要がないと指示した犯罪ではない限り、同法107条に基づいて情報が提供された日から3か月が満了した日から1週間以内に、当該捜査に関する捜査書類とともに捜査報告書を提出する義務があります(同法120条(1))。

刑事訴訟手続を開始する条件として、名誉棄損は、被害者又は検察官による申立て(Complaint)が必要であるとされています(同法131条)。申立てを受けた裁判官は、申立人を尋問し、尋問の結果、訴訟手続を行う十分な根拠がないと判断する場合には、その申立てを却下することができます(同法135条(1))。

4. ミャンマー

(1) 刑法上の規定

ミャンマーでは、名誉棄損について刑法21章において規定されており、以下の条文が存在します。

「499. Whoever, by words either spoken or intended to be read, or by signs or by visible representations, makes or publishes any imputation concerning any person, intending to harm, or knowing or having reason to believe that such imputation will harm, the reputation of such person, is said, except in the cases hereinafter excepted, to defame that person.

500. Whoever defames another shall be punished with simple imprisonment for a term which may extend to two years, or with fine, or with both.

501. Whoever prints or engraves any matter, knowing or having good reason to believe that such matter is defamatory of any person, shall be punished with simple imprisonment for a term which may extend to two years, or with fine, or with both. -

502. Whoever sells or offers for sale any printed or engraved substance containing defamatory matter, knowing that it contains such matter, shall be punished with simple imprisonment for a term which may extend to two years, or with fine, or with both. 」

(2) 刑事告訴

刑事告訴について法令上は手続きなどの詳細は規定されていません。警察署に行って犯罪事実を記載した報告書を警察に作成してもらうことになります。しかし、通常は名誉棄損についてミャンマーの警察が積極的に捜査を行うことはないため、告訴する側において十分な証拠を集めた上で警察に行く必要があります。

警察は、証拠が十分にあり、罪を犯したと合理的に認められる場合、この事案を裁判所に起訴します。裁判所に起訴された後の手続きについて、名誉棄損は法定刑が6か月を超えるため、Warrant Trial となります。

Warrant Trial には Framing Charge があり、裁判官は、Framing Charge の前に、被害者の証言を求めたり、原告側からの証拠を採用します。

5. メキシコ

連邦法を前提とすると、かつては、連邦刑法(Código Penal Federal)において、侮辱(Injurias)、名誉棄損(difamación)、中傷(Calumnia)といった規定が設けられていましたが、2007年4月13日に官報公示された連邦刑法改正において、これらが削除されました。従って、連邦法に基づいた刑事告訴は出来ません。

一方、同連邦刑法改正時に、連邦民法(Código Civil Federal)1969条、1969条 Bis が改正されました。これにより、i) 真偽、確実・不確実に関わらず、他者の不名誉となる、信用を傷つけ、損害を与え、軽蔑にさらす可能性のある、情報について、1人以上の人々に伝達すること、ii) 虚偽により、他者を犯罪者と訴え、または、そのような告発をされた人が無罪であった場合、iii) 特定の人物に対して、無罪であるか犯罪が行われていないことを知りながら、犯罪者であると理解される中傷的な通報を行う場合、iv) 他者の名誉を傷つけ、また、その私生活やイメージを攻撃する場合、を違反行為とし、道徳的損害(daño moral)の対象と規定されました。

従って、名誉棄損等の行為については、民事措置において解決を図ることとなります。

6. バングラデシュ

バングラデシュでは、2023年8月、デジタルセキュリティ法(DSA法)を廃止し、サイバーセキュリティ法(CSA法)を議決し、同法は、特にインターネット、SNSにおける名誉毀損について定めています。

(1) 要件・量刑

CSA 法の 2(1)(s) によると、「名誉毀損」とは、刑法第 499 条(1860 年法律第 XLV) に定義されている名誉毀損を意味します。

刑法第 499 条において、名誉毀損は、口頭による又は読まれることを意図した言葉、サイン、視覚的な表現により、他人の評価を害する又は害することを知りながら又は害することになると信じる理由がありながら、事実の適示又は公開することと定義されます。公益のための真実の公表、公務員の批判、司法手続きの公表などの、いくつかの除外規定があります。

CSA 法に規定される名誉棄損は、250 万タカ以下の罰金が科せられます。刑法では、第 500 条に基づき、2 年以下の禁固、罰金、またはその両方で罰せられます。

(2) 手続

刑事告訴について、一般的な手続は次のとおりです。刑法に基づく名誉棄損は、被害者の告訴が必要な親告罪です。

① 犯罪の特定

表現が、CSA 法などのバングラデシュの法律に基づく名誉毀損に該当するかどうかを判断します。名誉毀損には、他人の評判を傷つける虚偽の表現が含まれます。

② 証拠の収集

スクリーンショットやソーシャルメディアの投稿へのリンクなど、名誉棄損の証拠を収集し、名誉毀損によって引き起こされた損害を文書化します。

③ 弁護士への相談

名誉毀損事件を専門とするバングラデシュの弁護士に法的助言を求めます。

④ 告訴状の準備

名誉毀損の疑いに対する正式な刑事告訴状を作成します。名誉棄損に該当する行為が行われた日付、時刻、場所、被疑者の身元、および名誉棄損にあたる虚偽の情報などの詳細を記載します。名誉毀損によって引き起こされた損害の性質と程度も行います。

⑤ 告訴状の提出

バングラデシュの警察署に告訴状を提出します。名誉毀損事件は通常、犯罪が発生した場所または被疑者が住んでいる警察署で提起されます。刑法に基づき、裁判所に申し立てることも可能です。

⑥ First Information Report (FIR) の作成

警察が十分な証拠を見つけた場合、被疑者に対して FIR を登録します。FIR は、申し立てられた犯罪の詳細を記録する正式な文書です。

⑦ 警察の捜査

⑧ 裁判・審議・判決・控訴

7. フィリピン

(1) フィリピンにおけるインターネット上での名誉毀損

フィリピンにおける刑法において、名誉毀損行為は刑罰の対象として規定されています。刑法上は、印刷物や書面を用いた名誉毀損行為が対象とされていますが、フィリピンでは 2012 年に可決されたサイバー犯罪に関する法律によって、オンラインの手段を通じて行われる名誉毀損行為も罰則の対象となると明記されました。したがって、インターネットを通じて他人の名誉を毀損するようなコンテンツやコメント等を投稿する行為についても、刑事責任に問われる可能性があります。インターネットを通じた名誉毀損行為を構成する要素は以下のとおりです。

- ① 犯罪、悪徳または瑕疵に関する発信行為であること
- ② 公然となされた行為であること
- ③ 悪意のある行為であること
- ④ 自然人、法人または死亡した人に向けられた行為であること
- ⑤ 対象者の名誉を毀損し、信用を失墜させる行為であること
- ⑥ コンピュータシステムやこれに類する手段で行われたこと

(2) フィリピンにおける名誉毀損の刑事告訴

フィリピンにおいて名誉毀損の被害に遭った場合、被害者はフィリピンの刑事機関に対して、刑事告訴を行うことが可能とされています。フィリピンにおいては、現行犯逮捕等の場合を除き、被害が報告されてから捜査が開始されることが一般的です。告訴のために必要な証拠を確保することが重要視されています。

また、フィリピンの刑法においては、名誉毀損罪について、懲役、罰金またはその両方が科せられるとされています。さらに、サイバー犯罪に関する法律は、より重い刑罰を定めており、懲役に関しては上限が拡張されています。

8. ベトナム

(1) 名誉毀損罪の概要

ベトナム刑法 156 条では、名誉毀損に関連する犯罪として、以下の行為を処罰対象としています。

- ・ 情報を捏造したり虚偽の情報を流布して他人の名誉を傷つけたり他人の法的な権利や利益を侵害する行為
- ・ 犯罪を捏造して当局に告訴・告発する行為

このような犯罪に課される刑は、次のとおりです。

- i) 通常の場合: 1,000 万ドン以上 5,000 万ドン以下の罰金、2 年以下の社会内刑罰(刑務所に收容せず社会内で労働等の活動を行わせ、収入の一部を国に納付させる刑罰)または 3 か月以上 1 年以下の懲役(刑法 156 条 1 項)

ii) 組織化されたグループによる犯罪、2人以上に対する犯罪、コンピュータネットワークや通信ネットワークを利用した場合など:1年以上3年以下の懲役(刑法 156 条 2 項)

iii) 卑劣な動機による場合、または被害者が自殺した場合など:3年以上7年以下の懲役(刑法 156 条 3 項)

なお、これらの犯罪は、特定の個人に対して行なった場合に成立し、法人や集団を対象とする場合には成立しません。

(2) 被害者による刑事告訴

上記 ii)及び iii)に該当しない名誉毀損の場合、被害者による刑事告訴(立件の要請)があった場合のみ刑事事件の立件が行われると規定されています(刑事訴訟法 155 条 1 項)。

9. インド

(1) インド刑法における名誉棄損罪

インド刑法(The Indian Penal Code, 1860)第 21 章 499 条に名誉棄損罪(Defamation)が規定されています。

同条では、「話し言葉若しくは読まれることを意図した言葉によって、又は標識や目に見える表示によって、人の名誉を傷つけることを意図して、若しくはそのような評判がその人の名誉を傷つけることを知りながら、又はそう信じる理由があるにもかかわらず、そのような評判を作ったり、公表したりした者は、例外とされる場合を除き、その者の名誉を傷つけるものとされる。」と規定しています。また、同条は、会社や組織に対する非難であっても名誉棄損に該当し得ると規定しております。したがって、個人に対してではなく会社等の団体に対する行為であっても名誉棄損が成立する場合があります。例外的に、公表されることが公共の利益のためになる真実の適示であれば、その人物の名誉・評判を傷つけるものであっても名誉棄損とはなりません。

名誉棄損罪が成立する場合、2 年以下の禁固若しくは罰金、又はこれら両方が科されます(インド刑法 500 条)。

また、名誉棄損であると知りながら若しくは名誉棄損と信ずるに足りる相当な理由がありながらそのような事実が記載された文書を印刷等複製した者や当該印刷物を販売した者も同様に 2 年以下の禁固若しくは罰金、又はこれら両方が科されます(インド刑法 501 条、同 502 条)。

(2) 名誉棄損罪の告訴手続

インド刑事訴訟法(The Code of Criminal Procedure, 1973)第 14 章 199 条に名誉棄損に対する訴迫に関する規定があります。

同条では、インド刑法 21 章の名誉棄損に関する犯罪については、被害を被った者の告訴によらなければ裁判所は認知してはいけないと規定しています。そのため、基本的には名誉棄損の被害者から告訴することが必要となります。例外的に、被害者が 18 歳未満の場合、精神病等で告訴できない場合、又は地域の慣習やマナーにより公の場所に出頭することを強制すべきでない女性の場合には、他の者が当該被害者に代わり裁

判所に許可を得て告訴することができます(インド刑事訴訟法 199 条 1 項)。

10. アラブ首長国連邦(ドバイ)

アラブ首長国連邦(UAE)では、名誉棄損については刑法(2021 年連邦法第 31 号)により処罰の対象とされ、コンピューターネットワークや IT を用いた場合には、風説及び電子犯罪に対する法(サイバー犯罪法。2021 年連邦令第 34 号)によって、法人も処罰対象となり得ます。それぞれの刑罰規程は以下の通りです。

名誉棄損は親告罪であり、その事実と犯人を知ったときから 3 か月以内に告訴しなければ、刑罰を問うことはできません。告訴の方法は、以下の通りです。

(1) 刑法(2021 年連邦法第 31 号)

公の手段を用いて他人が処罰または侮蔑の対象となりうる事実を適示した場合(以下「名誉棄損」といいます。)、公の手段を用いて特定の事実を適示することなく他人の名誉または評判を毀損した場合(以下「侮辱」といいます。)に 2 年または 1 年以下の拘禁刑または 2 万 UAE ディルハム以下の罰金の刑に処すると規定されます(第 425 条、第 426 条)。公の手段を用いない場合でも、電話、第三者の面前で名誉棄損または侮辱をした場合には、6 月以下の拘禁刑または 5000UAE ディルハムの罰金に、第三者が不在または手紙による場合でも 5000UAE ディルハム以下の罰金が処せられます(第 427 条)。

公務員または公務にかかわる者に対するその公務に関する事項、家族の名誉に影響を与える事項、または不法な目的をもつ場合には、名誉棄損については拘禁刑(1 月以上 3 年未満)及び罰金(10 万 UAE ディルハム以下)の両方またはその一方で(第 425 条後段)、侮辱については、2 年以下の拘禁刑及び 2 万 UAE ディルハム以上 5 万 UAE ディルハム以下の罰金の両方またはその一方となり(第 426 条後段)、刑が重く定められています。しかし、公務員または公務にかかわる者に対する名誉棄損の場合、事実の真実性を証明し、その事実が公務に関連することであれば、処罰されません。ただし、その事実の発生から 5 年以上が経過している場合、その事実である犯罪につき消滅事由が生じまたは下された判決が時効により免除されている場合には、その限りではありません(第 428 条)。

裁判または捜査当局での争訟において、口頭または文書により、防御の範囲で行われた名誉棄損および侮辱は、処罰されません(第 429 条)。著作者の責任を問う、司法または行政当局に対する善意の通報は、処罰されません(第 430 条)。

(2) サイバー犯罪法(2021 年連邦令第 34 号)

情報通信網、IT、情報システムを用いて、他人を侮辱し、または他人を処罰若しくは侮蔑の対象とする事実を開示した者は、拘禁刑(1 月以上 3 年未満)及び 25 万 UAE ディルハム以上 50 万 UAE ディルハム以下の罰金またはその一方に処せられます(第 43 条)。公務員または公務にかかわる者の公務に関する場合には、より悪い犯行態様とみなされます。

違法なコンテンツを保管、利用可能にし、もしくは公開し、本法律に規定され、発出された命令の期間中にそれを削除またはアクセス不能にする行為を取らなかった者、または、正当な理由なく、本法律に規定され、発出された命令の全部または一部を遵守しなかった者は、30 万 UAE ディルハム以上 1000 万 UAE ディルハム以下の罰金に処せられます(第 53 条)。

法人の実際の管理責任者である自然人は、違法行為を認識し、その任務違反が犯罪行為に寄与したと証明された場合、同じ規定で処罰され、法人は、その従業員が違法行為をし、または法人の名称を用いて法人の利益のために違法行為が行われた場合、罰金または賠償金の支払につき連帯責任を負うものとされます(第 58 条)。

(3) 刑事告訴(刑事訴訟法(2022 年連邦令第 38 号))

名誉棄損は親告罪です(第 11 条第 4 号)。特別の規定がない限り、告訴は、被害者が犯罪の事実及び犯人を知った日から 3 ヶ月を経過した後では受理されません(11 条後段)。

現行犯は現場に存在する公務員に対して告訴できますが、その場合を除き、告訴は検察または司法執行員(管轄の検察官、司法警察員、国境警備隊員、市民防衛隊員等(第 35 条))にします(第 12 条)。

被害者が複数いる場合には、そのうちの 1 人が告訴することで足り、被疑者が複数いる場合でその 1 人に対して告訴されたときには残りの全員にその告訴の効力が及びます(13 条)。

告訴は、被害者本人、その代理人若しくは特別代理人によって行う必要があります(第 11 条柱書)。15 歳未満の未成年や事理弁識を欠く者については、その後見人によって告訴することができ(第 14 条第 1 項)、被害者と代理人との間に利害対立がある場合または代理人が不在の場合には、検察が代理します(第 15 条)。被害者の死亡とともに告訴の権利は消滅しますが、死亡前に行った告訴については、司法手続きが進行します(第 16 条)。告訴者が死亡した場合には、告訴の取り下げ権はその相続人全員に承継されます(第 17 条第 4 項)。

告訴は、それに関する裁判の最終判決が下されるまでは取り下げることができ、取り下げによって刑事事件は終結します(第 17 条第 1 項)。被害者が複数いる場合には、告訴した全員が取り下げしなければその効果は生じません(第 17 条第 2 項)が、被疑者(被告人)が複数いる場合には、その一人に対する取り下げは全員に及びます(第 17 条第 3 項)。判決確定後に告訴が取り下げられた場合には、検察は刑の執行を停止して、受刑者を釈放しなければなりません(第 17 条第 5 号)。

発行	<p>TNY Group</p> <p>【TNY グループ及び TNY グループ各社】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・TNY Group URL: http://www.tnygroup.biz/ ・東京・大阪(弁護士法人プログレ・TNY 国際法律事務所(東京及び大阪)、永田国際特許事務所) URL: https://tny-lawfirm.com/index.html ・佐賀(TNY 国際法律事務所) URL: https://tny-saga.com/ ・タイ(TNY Legal Co., Ltd.) URL: http://www.tny-legal.com/ ・マレーシア(TNY Consulting (Malaysia) SDN.BHD.) URL: http://www.tny-malaysia.com/ ・ミャンマー(TNY Legal (Myanmar) Co., Ltd.) URL: http://tny-myanmar.com ・メキシコ(TNY LEGAL MEXICO S.A. DE C.V.) URL: http://tny-mexico.com ・イスラエル(TNY Consulting (Israel) Co.,Ltd.) URL: http://www.tny-israel.com/ ・エストニア(TNY Legal Estonia OU) URL: http://estonia.tny-legal.com/ ・バングラデシュ(TNY Legal Bangladesh) URL: https://www.tny-bangladesh.com/ ・フィリピン(GVA TNY Consulting Philippines, Inc.) URL: https://www.tnygroup.biz/pg550.html ・ベトナム(KAGAYAKI TNY LEGAL (VIETNAM) CO., Ltd.) URL: https://www.kt-vietnam.com/ ・イギリス(TNY CONSULTING (UK) Ltd.) URL: https://www.tnygroup.biz/uk.html ・UAE(ドバイ)(Hussain Lootah & Associates ジャパンデスク設置) URL: https://hlootahlaw.com/ ・インド(TNY Services (India) Private Limited) URL: https://india.tny-legal.com/index.html 	<p>Newsletter の記載内容は 2023 年 9 月 27 日現在のものです。情報の正確性については細心の注意を払っておりますが、詳細については各オフィスにお問合せください。</p>
----	---	--